

令和4年度第4回舞鶴市文化振興審議会会議録

日 時：令和4年12月23日（金）13：30～15：20

場 所：舞鶴市役所 別館5階 中会議室

出 席：（委員）中川委員長、直田副委員長、
上杉委員、浦岡委員、小森委員、田中委員、福本委員
（事務局）福田部長、三方室長、松本担当課長、奥本館長
藤本、佐藤、矢内

欠 席：江上委員、鈴木委員、立道委員

傍聴人：1名

会議内容：

1 中川委員長開会挨拶

- 舞鶴市文化振興基本計画では、多様な市民や市民団体を文化の担い手と位置付けている。次期計画については、より一層、市民のための計画であるという性格のものにレベルアップしていきたいと思う。

2 議題

(1) 次期舞鶴市文化振興基本計画策定について

（事務局説明）

- 『第2次舞鶴市文化振興基本計画（素案）』について、現行計画からの変更点等を説明。【資料1】

（委員からの主な質問・意見・確認事項等）

【第1章】

- P5) 基本計画の位置付けについて、文化行政施策であるだけでなく、市民と共に協働で取り組んでいく計画である旨追記する。

【第2章】

- P7) 「舞鶴市文化財保存活用地域計画」では“歴史文化”という言葉を使っているが、基本計画では連動させないのか？ →（事務局）基本計画では“歴史資源”で統一した。
- P8) 舞鶴市の文化の課題として、ワークショップで出た意見をよく取り入れてもらっていると思った。情報発信の必要性や条例・計画に基づい

た取組の重要性などを再認識することができた。

- 文化事業団を解散し総合文化会館を直営化したことについて、行政として前向きな熱い思い・宣言を書くといい。 → (事務局) 総合計画後期実行計画の見直しに合わせて記述する。
- P13 文化の主体の特徴を示した表では、主体として“市民”“企業・事業者”“行政”があり“まち”はないが、P18 図1では主体に“市民が”と“まちが”とある。文化振興にあたっての主体が分かりづらい。 ⇒ 図1の“主体”は削除する。

【第3章】

- P16) “創造”と“つくる”の言葉の使い分けについて整理が必要ではないか。
- 現行計画では文化振興の柱の下位に施策課題群の項目(①②③…)がぶら下がっており、図2を見ると一目で柱ごとの施策課題が分かりやすかった。項目をなくすことですっきり分かりやすくなったとの意見もあるので、いずれにしても市民や文化団体など基本計画を読む人にとって、理解してもらえらる表現であると思う。 ⇒ 施策課題群の項目としてはなくなったが、第4章本文と施策の方向の表中に整理した。

【第4章】

- “…整備します。”“…進めます。”などの表現について、主体がわかりづらい。表現を変えた方が、趣旨が伝わるのではないか。 ⇒ リード文で主語が抜けているものについては、施策の方向リストにおいて、◎が付いているものが主たる担い手と読むことができる。
- 全体的に、どの主体が何をどういう想いで取り組んでいけば良いのか分かりやすい。計画に沿ってどういうソフト事業を行うのか、市民が受け身になることなく能動的に活躍するために何が必要か、考えていく必要がある。
- 文化振興の柱は見方を変えるとそれぞれ重なるところはある。同じ取組施策が出てきても、“再掲”として記載して問題ない。
- P20) “…障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備…”という表現が、受け身ではないか? 障害者も表現や発表など能動的に参加するような文言とした方が良いのではないか。 ⇒ “鑑賞しやすい”を“参加しやすい”と修正する。
- P21) 文化をつくるとは、文化プロデューサーやアートマネジャー、アーティストなど文化の担い手の核となる人を作るのか、場や環境を作るのか、焦点が足りない。 ⇒ 人を作るためにはそのための場や環境も必要。柱の()に“場づくり”を追記する。なお、アーティストの育成は行政の

責任ではなく学校が担うもの。

- P22) 幼稚園保育所・こども園・学校との連携の必要性をもっとメインに入れる。
- P24) “まちづくり”と“都市づくり”の表現の違いに意図があるのか？統一できないのか？ ⇒ ここでいう“まちづくり”はコミュニティを指し、“都市づくり”とは意味が異なる。“都市づくり”の表現を工夫する。
- P25) 文化振興の柱の中に“発信”という表現が2回、柱(3)と(6)に出てきている。⇒ 柱(3)の“(情報)発信”は市民や団体同士の“(情報)交流・提供”のこと、柱(6)の“(舞鶴らしい文化を)“発信(する)”は(外部や後世に)“伝える”こと。表現を修正する。
- P25) “東アジア全体を視野に入れた文化的交流”(第6次舞鶴市総合計画に掲げていた都市像)を削除されたが、日本に來ている市民としての外国人にとって、文化交流は今後も必要ではないか？ ⇒ 東アジアに限らず、また姉妹都市・友好都市に限らず文化的交流は必要な施策であり、修正する。 P26) “社会的に不利な立場にいる人”の一例として、“外国人”を入れる。外国人が持っているファッションや言語、食、芸能など、固有の文化を尊重しあうことが文化権につながる。
- P26) 重点的に取り組む項目の設定によって、先の見通しができて分かりやすい。障害者や外国人が文化活動に参加しやすくするために、現場として何が出来るか、具体的な取組例を挙げてもらえるとより分かりやすくなると思う。
- P26) ②アート・プログラム・デリバリーの目標 25校とは？ → (事務局) 市内小中学校全校に広げたいということ。表現を見直す。また、学校との連携よりむしろ芸術へのアクセス権としての人権として、柱(1)本文に追記する。
- P27) ④地域文化振興補助金は、市が市民の活動に対して支援するもの。その他、市民の文化活動への支援については、様々な主体による協働の取組が必要。
- P27) ⑥成果指標として国府市指定等文化財件数(累計)よりも、指定文化財を活用した事業数が必要ではないか？ → (事務局) 文化財所有者が行う活用事業の実態の把握は難しい。市内の文化財を正確に把握し、調査、指定することで文化財を広く知っていただくため、指定等件数(累計)とした。
- P27) ⑥祭礼等記録映像の作成数ではなく、HPへの掲載数とするのはなぜか？ → (事務局) 市内には様々な祭礼があるが、映像記録をすべて撮っているわけではない。HPに掲載している映像記録は専門業者によるもの

のが多く予算の都合もある。HPに年に数件でも掲載することで、市民が自分たちの歴史資源を再認識するきっかけとなる。

- P26~27) 重点的に取り組む項目について、文化振興の柱に記述する本文に漏れや齟齬がないよう、再度点検をすること。

【第5章】

- 標題に計画の“推進”を追記する。
- 庁内推進会議について、その組織表、取組・活用等を記述する。
- 進行管理は文化振興審議会が担うが、計画推進は行政と市民会議や市民文化団体、活動している市民等が担えるようになると良い。
- 計画を推進する組織として幼稚園保育所・こども園・学校との連絡調整組織があると良い。P22) 施策の方向に関連組織との連携について記述する。
- 文化事業企画懇話会について記述する。

3 その他

- 次回日程について説明。
- 市民文化環境部長より終わりのあいさつ。